

公 表

令和7年5月9日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定に基
づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年7月8日

岩倉市監査委員 内 藤



岩倉市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、特定裁判において、弁護士費用を支出したことについての岩倉市職員措置請求書が提出された。

第 1 監査の請求

1 請求人

氏名 塚 崎 海 緒

住所 ○ ○ ○ ○

2 請求書の提出日

令和 7 年 5 月 9 日

3 請求の要旨（原文のまま掲載）

なお、後述の意見陳述の際の補正の結果を踏まえ記載する。

岩倉市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

岩倉市長が令和 3 年 7 月 27 日から令和 7 年 1 月 10 日にかけて支出した弁護士費用 814,809 円は、法的強制力のない議員辞職勧告決議に起因し、市政とは無関係な対立に基づく不当な支出である。市長は支出責任者としてその妥当性を精査し、必要に応じて当該決議を主導した議員等に対する求償を行う義務があったにもかかわらず、これを怠った。

については、当該支出が違法または不当であり、かつ市長が賠償請求を怠っている事実について監査を求め、速やかに必要な是正措置（求償を含む）を講じられたい。

2 請求の対象となる行為

令和 3 年 7 月 27 日から令和 7 年 1 月 10 日にかけて、岩倉市が議員辞職勧告決議に関する訴訟対応のために支出した弁護士費用 814,809 円

3 違法・不当と考える理由

（1）辞職勧告決議は、議会の自律的な判断に基づく政治的行為に関

するものであり、法的強制力を持たず、司法判断の対象とされにくいものである。実際に本件訴訟も最高裁まで争われたが棄却されており、支出の結果としての実質的成果も得られていない。

- (2) 市政運営とは無関係な、議会内部の対立に基づく1人の議員に対する政治的排除の文脈で行われた辞職勧告決議に起因するものであり、当該訴訟対応に弁護士費用を投じることは、市民のための公金使用として不相応である。
- (3) 市長は支出権限を有する執行機関として、訴訟対応に弁護士費用を支出する必要性と妥当性を慎重に検討すべきであった。にもかかわらず、その判断を議会の意思に盲従して行ったことは、支出責任者としての適正義務に反し、結果として不当な支出を市に生じさせたものである。
- (4) このような不当な支出に対し、市長は関係者（議会、あるいは多数決に基づく決議を主導した議員など）に対して損害賠償（求償）を検討すべきであったにもかかわらず、何らの措置を講じていないことは、地方自治法第242条第1項に基づく「賠償請求の怠り」に該当する。

4 事実証明書

- (1) 令和3年7月27日付け損害賠償事件に係る訴訟委任契約に基づく着手金の支出帳票の写し
 - (2) 令和5年4月10日付け名古屋地方裁判所一宮支部損害賠償請求事件の処理の実費の支出帳票の写し
 - (3) 令和6年1月16日付け損害賠償請求控訴事件に係る訴訟委任契約に基づく着手金の支出帳票の写し
 - (4) 令和6年1月24日付け名古屋地方裁判所一宮支部損害賠償請求事件の諸経費の支出帳票の写し
 - (5) 令和6年4月12日付け名古屋地方裁判所一宮支部損害賠償請求控訴事件の処理の実費の支出帳票の写し
 - (6) 令和7年1月10日付け損害賠償請求控訴事件に係る訴訟委任契約に基づく報酬等の支出帳票の写し
- なお、事実証明書の本報告書への添付は省略する。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを令和7年5月12日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

議会選出の片岡健一郎委員は法第199条の2の規定により除斥した。

2 請求人の陳述

令和7年5月22日に、法第242条第7項の規定に基づき、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述においては、次のような趣旨の意見が述べられた。

- (1) この裁判に関してというか、私は今3年目なので、2年前の春に市議会議員になりまして議会の中でもこういった裁判の報告がされているんですが、その間にもこの裁判に関しては、議員に求償すべきだという発言は繰り返ししてきているところです。本当に市政と全く関係のない、議会内の私はいじめと断言しますが、により裁判を起こされ、それに裁判費用が支払われたということ、支払いを決断した市長に対して、返還を求めたいという思いでいます。市民が責任を持つことなのかなという疑問はとともあります。
- (2) もう一つ追加するのであれば、追加とか沿った話をするのであれば借りてきた判決文の中の当裁判所の判断というところで、この議員辞職勧告決議の議決内容に原告が営業していた喫茶店の協力金を交付要件がないのに受給し、その後被告からの返還要求を拒絶している事実を、摘示して岩倉市議会を辞職することを求めている内容になっていまして、それに関しては原告の名誉を毀損するものと言えるということが裁判所からの判断で書かれていることから、この裁判が起こされたということは、辞職勧告決議を受けた議員は裁判をする権利というか、があった内容であるのではないかと私は考えています。なので原告側に求償するのは違うかなと考えています。あくまで市の対応として、支出したことの責任を問いたいです。
- (3) 私はもうこの事件のことをよく知っているのですが、あれなんですけど、事実に基づかない内容の辞職勧告決議がされています。本来であるならば、議員としての責務、例えば市議会議員当選後も議場に現れないであるとか、加害者として刑事事件にかかるような事件を起こしたなどで議員の仕事というか、議員の責任において、議員辞職勧告決議をするということは、なくはないと思いますが、議場というのは、審判を下す場所ではないので議員辞職勧告決議というものの自体が、多数決による少数議員の排除に利用されているというのも全国的にある傾向です。私は議員辞職勧告決議が岩倉市議会ですされたことがもう本当に不名誉だと考え

ています。過去にさかのぼってもこういった議決をされてこなかった、合議の民主主義をもとに議会運営をしてきた中で、こういったことをしたということ自体が政治的排除で、文脈というのは、議員の責務だのなんだのと絡めていますけれども、全く議員として、追及されるようなものはないんです。

- (4) はっきりとAさんが、不正受給したという事実はないので。それをこのような文脈で辞職勧告に追い込んだというのは、ちょっとあり得ないというか、こっちの文章の方が議会の倫理を疑われるものではないかと私は考えています。
- (5) A議員の名前と不正受給というのがタイトルに書かれた新聞報道が起因していますが、市も不正受給だとは言っておらず、Aさん自身も、自分が不正受給だと言われるのであれば、不正支給だというふうに新聞社に対しては取材で答えているところです。また、調停不成立に確かになりましたけれども、調停というのは判決を下すところではなく、合意点を探すという話し合いの場なのですが、こちらからどれだけ証拠を出しても市側は認めなかったというところでの不調、不成立であって、その後裁判するかどうかというところで悩んでいた時期なので、あたかもこの調定は、主張が認められず調停不成立となり、結果的には協力金を返還されることになったなどという書きぶり自体が、ちょっとあまりにも低能というか、レベルが低い決議だと私は思っています。
- (6) 弁護士を使う必要がない裁判。要は、それは判例等で出席停止であるとか、除籍であるという議会内の決議に関しては、国家賠償法（昭和22年法律第125号）の裁判で、原告側が勝訴してるっていうパターンもあるんですが、この議員辞職勧告決議の裁判で原告側が勝訴した裁判、ほとんどないのでそれをわかって原告は裁判をしているので、なぜこのような弁護士をつける必要があったのか。それも議会内でもちょっと質問をしたことがあるんですが、明確な回答が得られていない。訴えられたら、弁護士つけるのが当たり前だと考えられているのかもしれませんが、今後裁判どんどん増えていく時代になると思うので、そういった考えでは、ちょっと市民生活はきつくなるなあという。
- (7) その段階で、おそらく議会と話をするなりすべきだったのではないかなど、議会判断とかも促すべきではなかったのかなど。いつも私が市長だったらっていう視点で見ると、あまりにも何も考えてないという判断ではないかと思えます。
- (8) 真向戦う必要があったのかなっていうのは。すごい大量の文章なんです。市側の弁護士が用意している主張の文。職員で対応できたかどうかでも、その話ちょっと担当課に聞いたことあるんですけど、やれないこ

とはないみたいだったのでそれも一つの選択だったかもしれないし、職員の負担を考えるのであれば、やはり議会への求償を前提に、弁護士を依頼すべきだったのではないかなと思います。

- (9) 私の言葉で言うならば、議会内でいじめが起こって、加害者に対して市長が助けてやるよって言っているように私には見える。A議員というのは、議員辞職勧告決議を出されるべきであり、裁判を起こしてきているから、うちとして責任を持って裁判を受けるということを判断したこと自体がその議会の議決に従っているというか、そういう本来であれば議会と執行機関っていうのは、馴れ合いというか、お友達ではいけないわけであり、最高決裁者として、議会で行われたことにより裁判が起こって自分が訴えられている立場になったときに、何のためらいもなく、なんの調整もなく、支出している。
- (10) 議員辞職勧告決議の裁判っていうのは、原告側からしたら、難しい裁判で、原告側は議会の自律権に阻まれる裁判、だから、双方が、どっちが悪いのかな、こっちが悪いのかもしれないね、こっちが悪いのかもしれないねっていうのは、裁判所はある程度判断、判断というか判断までいかないんですけど、こう見えたかもしれない。こう見えたかもしれないっていう方法は出しますが、最終的に議会の自律権が認められて、法が入るべきところではないという判決になっているんです。それを多分知り得たので、その裁判が始まる前から市は。その議会の自律権に対して裁判を起こされている状況において、弁護士をつけるって判断自体が、法が立ち入れるところではないとわかっていて、弁護士をつけるということ自体が、勧告決議をした、また、動議を出した人に対して、応援しているというか、支持している動きであると考えます。
- (11) 本当にざっくりイメージすると学校で、例えば小学校とかでいじめがあっついじめられた側が仮にちょっと亡くなったりしてしまったときに、学校の責任をバーンって裁判とかを起こされるような状況のとき、そのときは全力で弁護士付けるんでしょうがいじめられた子といじめた子がいて、学校の判断として、やはり加害者に加担していくようなのを、私は絶対に許さないの、そういうことが見えてしまったというのが、しんどいなと思っています。

3 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員から措置請求書の記載内容の確認を行い、次の補正を行った。

措置要求書1ページ「3 違法・不当と考える理由」に記載の「(1) 辞職勧告決議に関する訴訟」を「(1) 辞職勧告決議」に改める。

4 監査の対象事項

当該弁護士費用の支出について、次の点を着眼点として監査を行った。

- (1) 市が弁護士費用を支出したことは、違法・不当な支出にあたるか。
- (2) 市は議員辞職勧告決議を主導した議員に対して求償する義務を有しているにもかかわらずこれを怠り、市に損害を与えているか。
- (3) (1) 及び(2)を踏まえ、市長に対して是正措置を求める必要があるか。

5 監査の対象部局

岩倉市総務部行政課

6 監査対象部局の説明

監査の対象部局（行政課）に質問を文書で照会し関係資料の提出を求め、令和7年6月4日に監査の対象部局の関係職員から説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

- (1) 令和2年12月22日に岩倉市議会より提出されたA議員に関する辞職勧告決議に起因する裁判（以下「該当裁判」とする。）は、国家賠償法に基づき、原告であるA議員が岩倉市を被告として提訴したものか。

【回答】訴状や判決書にあるとおり、国家賠償法第1条第1項に基づき、原告が岩倉市を被告として提訴したもの。

ただし、本裁判を、「A議員に関する辞職勧告決議に起因する裁判」と表現することについては、反対する。本裁判は、原告が損害賠償請求訴訟を提起したことに対して市が応訴したことによって起因するものであり、A議員に関する辞職勧告決議は、あくまでその訴訟提起の背景にある事柄の一つに過ぎず、また訴状においては、損害賠償請求事件というタイトルとなっているため、そのタイトルをつけるのがこの事件に対する表題になるのではないかと考えている。

- (2) 岩倉市が被告となる裁判においては、全ての裁判において弁護士を依頼するという運用がされているのか。また、弁護士に依頼するということについての規定等はあるか。

【回答】適切かつ不利なく訴訟を進めるためには、訴訟に関して専門的な知見や経験を有する弁護士の支援が不可欠である。近年、市が被告となった裁判においては、弁護士と委任契約を締結することが通例となっている。弁護士に委任することについての規定等はないが、このような運用を前提として毎年度、「訴訟等委託料」を予算計上し、議決をいただいている。

- (3) (2) の質問と関連するが、市が応訴する際に、弁護士ではなく、職員で裁判対応を行うということもやり方としてありえるのか。また、本市での過去の事例や他市町の事例についてはどうか。

【回答】職員を訴訟代理人として指定し、職員で裁判対応を行うことは、法的には可能である。

一方で、訴訟において、弁護士と委任契約を締結し代理人を依頼することの重要性は上記(2)で回答したとおりであり、仮に弁護士に委任せず市職員のみで対応した場合、適切な訴訟対応を行うことが困難であり、市の敗訴につながる可能性も否定できない。その結果、多額の損害賠償金の支払いが発生するリスクも考慮すれば、弁護士に委任せず職員で訴訟対応を行うことは現実的ではない。

なお、愛知県では、職員を訴訟代理人として指定し、職員で裁判対応を行うことがあるようだが、一般的には弁護士へ委任することが多いように思われる。

- (4) 今回の訴訟に関して、岩倉市議会（議長）と調整等を行ったか。行っていたら、内容についてはどのようなものだったか。

【回答】事前に議会との調整は行っていないが、補正予算の審議において当該訴訟に係る着手金を支出したことなどについて説明している。

- (5) 該当裁判において、弁護士を依頼した場合、しなかった場合で職員の事務負担や費用の面など、どのような違いがあったと考えられるか。

【回答】本訴訟においては、弁護士に委任したため、訴訟の進行管理や法律的な専門知識を要する手続等について、大部分を弁護士が担ったことにより職員の事務負担は最小限に留められた。費用面では、着手金や実費、成功報酬など総額 814,809 円の支出となった。

弁護士を依頼しなかった場合、事務負担面では、職員が直接裁判所に出廷し、準備書面の作成や証人尋問などの法的知識を要する全ての手続を職員自ら行わなければならない、膨大な時間と労力を要したと想定される。

費用面では、弁護士費用としての直接的な支出は発生しないが、職員の人件費の増大や他の業務の停滞による間接的な損失など、見えにくい費用が多分に発生したと考えられる。また、市が敗訴した場合には、原告の請求する損害賠償金 330 万円及びこれに対する令和 2 年 12 月 22 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員及び訴訟費用を支払うことになり、今回支出した弁護士費用を大きく上回る事となる。

これらのことから、事務負担及び費用面のいずれの観点からも、

弁護士に委任した場合の方が有利であったと考える。

- (6) 措置請求書では、弁護士依頼料の支出について議会への求償を求めているが、今回のケースの場合、法制上市が議員個人に対して求償を求めることは可能なのか。もし、可能であった場合、求償についての検討は行ったのか。

【回答】国家賠償法に係る損害賠償請求において原告請求が棄却されたため同法第1条第1項の規定には該当せず、当然に同条第2項の適用はない。

【参考】国家賠償法

(公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権)

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

- (7) 一般に議員辞職勧告に関する裁判については、大多数が最終的に議会の自律権が認められて、法の入るべきところではないという判決になるため、弁護士を依頼せずとも良かったのではないと請求人は主張している。このことについて、担当課はどのように考えているか。

【回答】1審では、次の3点が争点となっています。

・争点1－岩倉市議会が令和2年12月22日に議決した辞職勧告決議は、議会の内部規律の問題にとどまり、議会の自律的な判断を尊重しこれを前提として原告の請求の当否を判断すべきか

・争点2－原告に対する名誉毀損として違法性若しくは故意又は過失が認められるか

・争点3－原告の議員活動の自由及び表現の自由を違法に侵害するものか

2審では、次の原告の補充主張に対する判断がされています。

・争点（本件決議（岩倉市議会が令和2年12月22日に議決した辞職勧告決議）は議会の内部規律の問題にとどまり、議会の自律的な判断を尊重しこれを前提として控訴人の請求の当否を判断すべきか）について

以上により請求人の示す争点以外にも争っており、請求人の主張は失当であると考えます。

なお、判例には、議会が議員に対し議員辞職勧告決議等をしたことが名誉き損に当たるとして国家賠償を請求する訴えが法律上の争訟に当たり、損害賠償を認めた事例があります。

(8) 今回の住民監査請求に対して弁明があれば、述べてください。

【回答】

1 弁明の趣旨

「本件職員措置請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 職員措置請求書記載事実の認否

(1) 職員措置請求書の2の支出は認める。

(2) 職員措置請求書の3(1)「議員勧告決議」から「法的強制力を持たず、」までは認める。「司法判断の」から「棄却されており、」までは7で回答の主な争点は4点あるため概ね認める。その余は否認する。

(3) 職員措置請求書の3(2)「市政運営とは」から「起因するものであり、」は不知。その余は否認する。

(4) 職員措置請求書の3(3)は否認する。

(5) 職員措置請求書の3(4)は否認する。

3 弁明の理由

(1) 当該事件に係る訴訟代理人である弁護士への委任の必要性について

本件訴訟の遂行において、裁判所の判断材料となる当事者の訴訟行為は重要であり、訴訟手続に不慣れな本市職員のみを指定代理人として対応することは、多大な労力と危険を伴うものであることから、法律の専門家に対応してもらうことが望ましいと考えており、原則として争訟事件において訴訟代理人は弁護士を選任して委任している。なお、訴訟代理人の選任にあたっては、個々の具体的な訴訟の種類や性質等の内容に応じ総合的に検討し訴訟代理人を選任している。

本件は、国家賠償法第1条第1項の損害賠償請求事件であって、このような行政訴訟について、職員のみで対応した経験のある職員はおらず、職員だけで訴訟対応を行うことは困難であった。したがって、専門性や実績等を考慮して、当該事件を弁護士に依頼することとしたのは適切である。また、控訴審(第2審)では第1審と同一の事案について対応するため、基本的に第1審で当該事案を対応した弁護士に委任することが合理的である。

なお、報酬額の決定にあたっては損害賠償額から得られる

経済的利益から判断して適正なものである。

(2) 職員措置請求書の3(1)から(4)の否認の理由

- ・職員措置請求書3(1)について、地方公共団体の議会による議員辞職勧告決議は、懲罰(法第135条第1項)の一種ではなく、議会の議決事項(法第96条)でもない事実上の措置であって、特段の法的拘束力を持つものでもない。

法第105条の2において、普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表するとあるが、本件訴訟については、「処分又は裁決」に当たらないため、本条の適用はない。

辞職勧告決議に係る訴訟の提起の根拠について、原告は、公務員の不法行為の賠償責任を負う国家賠償法としたため、被告は当該地方公共団体たる岩倉市となったもの。経済的利益は、原告請求棄却により原告請求の趣旨「1 被告は、原告に対し、金330万円、及びこれに対する令和2年12月22日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え」、「2 訴訟費用は被告の負担とする」に当たる金額である。

- ・職員措置請求書3(2)について、当該損害賠償請求事件に係る被告は、岩倉市(代表者は岩倉市長)とされ、原告請求の趣旨は、「1 被告は、原告に対し、金330万円、及びこれに対する令和2年12月22日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え」、「2 訴訟費用は被告の負担とする」というものであった。

被告の公務員たる岩倉市議会議員らが、その職務を行うについて、故意又は重大な過失により公権力の行使たる違法な本件決議をなし、それによって原告に損害を与えたものとして国家賠償法の規定により本市に賠償を求められたものであり、単にその対応を代理人弁護士に委託し応訴したものであり予算措置もされているため適正な予算執行であり請求人が記載の訴えの理由については不知であるが、訴えに理由がないため応訴したものである。

- ・職員措置請求書3(3)について、議会の意思に盲従した事実はなく、応訴し勝訴に至らない場合に原告請求の趣旨「1 被告は、原告に対し、金330万円、及びこれに対する令和2年12月22日から支払済みまで年3パーセント

の割合による金員を支払え」、「2 訴訟費用は被告の負担とする」について対応が必要となる。よって代理人弁護士に委託し専門的知見から勝訴を求めることについて、適正義務に違反するものでもなく不当な支出でもない。

- ・職員措置請求書3（4）について、本訴訟は、原告の訴えが最高裁により棄却され本市の勝訴が確定したもの。国家賠償法第1条第2項においては、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」とあるが、勝訴につき「故意又は重大な過失」というのは失当であり、また、法第242条第1項の規定による「怠る事実」となる原因も存在しない。

第4 事実関係の確認

1 監査委員が確認した事実

監査対象事項に関する関係書類等の調査の結果、認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 名古屋地方裁判所一宮支部において、岩倉市を被告とし、国家賠償法第1条第1項に基づき、金330万円、及びこれに対する本件決議がなされた日である令和2年12月22日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員、訴訟費用の支払いを求める裁判の訴状が令和3年6月1日付けで受付された。
- (2) 市は、令和3年6月28日付け文書「損害賠償請求事件に係る委任契約について（伺い）」において、弁護士委任契約の起案がなされ、市長決裁がされている。
- (3) 令和5年11月29日に名古屋地方裁判所一宮支部より原告の請求を棄却する判決が言渡された。
- (4) 原告は控訴し、同支部において、令和5年12月11日付けで受付された。控訴の趣旨は原判決の取消、金330万円及びこれに対する令和2年12月22日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員及び訴訟費用の負担を求めるものであった。
- (5) 市は、令和6年1月16日付け文書「損害賠償請求控訴事件に係る委任契約について（伺い）」において、(2)で委任契約を締結した弁護士と改めて当該控訴事件の委任契約を締結する起案がなされている。なお、本起案においても、市長決裁がされている。
- (6) 令和6年6月27日に名古屋高等裁判所民事第2部において、控訴棄却の判決が言い渡された。
- (7) 控訴人は上告状兼上告受理申立書を同裁判所に提出し、令和6年7月

16日に市は、上告提起通知書及び上告受理申立て通知書を受理している。

(8) 上告に対し市は、令和6年7月15日付け文書「訴訟の委任について(伺い)」において、前記(4)と同じ弁護士を代理人として委任している。

(9) 令和6年12月12日付け最高裁判所第一小法廷において、上告棄却・上告受理申立て不受理及び上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする決定がされた。

2 該当裁判における弁護士への着手金等の支払

起票日、支払日、金額、支出の内容については下表のとおりであった。

起票日	支払日	金額	備考
令和3年7月27日	令和3年8月10日	220,000円	訴訟委任契約に基づく着手金
令和5年4月10日	令和5年4月25日	25,539円	損害賠償請求事件の処理の実費
令和6年1月16日	令和6年2月15日	220,000円	訴訟委任契約に基づく着手金
令和6年1月24日	令和6年2月15日	13,676円	損害賠償請求事件の諸経費
令和6年4月12日	令和6年5月10日	3,207円	損害賠償請求控訴事件の処理の実費
令和7年1月10日	令和7年1月24日	332,387円	訴訟委任契約に基づく報酬等

第5 監査委員の判断

1 監査対象事項中却下となるものについて

法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間(当該行為があった日又は終わった日から1年)を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしている。当該

「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。

また、普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求するに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間（判例によれば、概ね2箇月程度）内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決）。

請求人は、一連の弁護士費用全てについて、監査を行うことを求めているものと解されるが、上記のとおり、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」がある場合を除き、監査請求の期間を徒過したものについては住民監査請求の対象としないというのが法の定めるところであるから、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の存在が認められない限り、本件請求のあった日の1年前の日の前日である令和6年5月8日以前に支出された弁護士費用に係る公金の支出について監査の対象とすることは適当でない。

そこで、本件における「正当な理由」の存否について検討すると、まず、本件請求に係る請求書には「正当な理由」の存在を認めるべき事由が記載されていない。

また、令和3年8月10日に支払われた着手金については、令和3年8月31日開催第3回定例会において、総務部長から「本市を被告として提起されております損害賠償請求事件の訴訟において、第一審の着手金として22万円、こちらを支出しております。」との発言があった。定例会の映像及び議事録については岩倉市議会のホームページにおいて、映像については概ね1週間、議事録については概ね1か月で、アップロードされており、いつでも閲覧できる状況にあったこと。また、請求人が岩倉市議会議員として参加していた令和6年7月19日の全員協議会において該当裁判の報告が担当課より行われており、その中で「弁護士費用はまず着手金が必要になる。判決結審後に報酬が必要となる。また、人件費、実費が必要になり、その計算をすることになる。現在のところ、着手金で1審、2審それぞれ22万円支出した。実費分も現在のところ約48万円支出した。」との発言が担当課からあった。

最高裁平成18年6月1日第一小法廷判決は最初の新聞報道後、約6ヶ月後になされた住民監査請求には「正当な理由」がないと判示していることか

らすると本件監査請求は令和3年度第3回定例会及び令和6年7月19日の全員協議会どちらを踏まえても、約9か月以上後になされた住民監査請求であり、最高裁の判例にならえば法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」がないものと解される。

したがって、令和6年5月10日支出の損害賠償請求控訴事件の処理の実費3,207円及び令和7年1月24日支出の訴訟委任契約に基づく報酬等332,387円の計335,594円を支出から1年以内の請求として監査の対象とし、それ以前の支出については却下する。

2 監査委員の判断

(1) 市が弁護士費用を支出したことは、違法・不当な支出にあたるか。

ア 当該支出行為そのものに違法性があるか。

法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされ、また、地方財政法第4条第1項において「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされている。弁護士への委任に対する報酬額については、弁護士により異なるが、担当課によると、弁護士法(昭和24年法律第205号)の改正に伴い、平成16年4月1日に廃止された(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を準用している弁護士が多いとのことであった。その基準にあてはめると本件における着手金及び報酬金は約168万円となり、実際に支出した77万円の弁護士報酬と比較すると、安価で委任できたことになる。また、支出帳票を確認したところ、支出に係る財務会計上の手続は適正であることが認められ、前述のとおり支出した費用の額が社会通念上著しく不相当な額であるとはいえず、支出行為そのものが違法であるとは認められない。

イ 弁護士費用の支出の結果としての実質的成果が得られていないか。

該当裁判においては、損害賠償として計330万円を支払えとしており、支出した弁護士費用の合計と比較すると大きな金額となっている。

また、担当課によると、弁護士を依頼しなかった場合、事務負担面では、職員が直接裁判所に出廷し、準備書面の作成や証人尋問などの法的知識を要する全ての手続を職員自ら行わなければならない、膨大な時間と労力を要したと想定されるとしている。

さらに、議会が議員に対し議員辞職勧告決議等をしたことが名誉き損に当たるとして国家賠償を請求する訴えが法律上の争訟に当たり、損害賠償を認めた事例が少ないながら存在していることは、請求人、

担当課双方が認識していることから、仮に弁護士委任をせず、不慣れなもの訴訟対応した結果、敗訴となれば、今回の弁護士費用以上の支出となることが否定できず、委任契約を締結し、弁護士費用を支出したことは、一定の効果があつたものと認められる。

ウ 当該訴訟対応に弁護士費用を投じることは、市民のための公金使用として不相応か。

イにて記載したとおり、仮に敗訴となった場合には、弁護士費用以上の損害賠償金を支払わなければいけない可能性があつたため、不相応な支出であつたと評価することはできない。また、請求人が陳述会にて主張していた、職員でやれないことはない担当課から聞いているという発言については、担当課が否認しており、仮にやれたとしても多大な労力並びに時間外勤務手当が発生する可能性は否定できず、職員の負担軽減のために、専門性を有する弁護士に依頼することが、不相応であつたとはいえないと考える。

エ 議会の意思に盲従して支出したことが、支出責任者としての適正義務に反し、結果として不当な支出を市に生じさせたか。

請求人は、陳述会の中で「議会の自律権に対して裁判を起こされている状況において、弁護士をつけるって判断自体が、法が立ち入れるところではないとわかっていて、弁護士をつけるということ自体が、勧告決議をした、また、動議を出した人に対して、応援しているというか、支持している動きである。」と主張している。しかしながら担当課においては、あくまでも市を相手に訴訟が提起されたので、応訴をしたものであり、議会の意思に盲従した事実はなく、応訴し勝訴に至らない場合に原告請求の趣旨「1 被告は、原告に対し、金 330 万円、及びこれに対する令和 2 年 12 月 22 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え」、「2 訴訟費用は被告の負担とする」について、市が損害賠償責任を負うこととなる。よって代理人弁護士に委託し専門的知見から勝訴を求めることについて、適正義務に違反するものでもなく不当な支出でもないとしている。該当裁判においては、市と原告が争うものであり、そこに請求人の主張する議会の意思が入り込んでいたとは考えられず、市は訴えられたので応訴し、弁護士を依頼したと解するのが相応である。弁護士費用の妥当性については、前記イ、ウでも示したとおりであり、支出責任者としての適正義務に反して不当な支出であるとは認められない。

(2) 市は議員辞職勧告決議を主導した議員に対して求償する義務を有しているにもかかわらずこれを怠り、市に損害を与えているか。

該当裁判は国家賠償法第 1 条第 1 項「国又は公共団体の公権力の行使

に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」に基づき提訴されたものである。したがって、同条第2項の、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」が適用できるかどうかについて検討する。

請求人は、「3 違法・不当と考える理由」の(4)において、「市長は関係者(議会、あるいは多数決に基づく決議を主導した議員など)に対して損害賠償(求償)を検討すべきであつたにもかかわらず、何らの措置を講じていないことは、法第242条第1項に基づく「賠償請求の怠り」に該当する。」と主張している。国家賠償法は、あくまでも故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときの賠償に関する規定であり、該当裁判において、市から原告に対する損害賠償の支払いは棄却されている。であるならば損害賠償の求償について規定された同条第2項は適用されないと解するのが相当である。

そうであれば、求償権そのものが存在していないため、「賠償請求の怠り」も存在せず、請求人が主張する何らの措置についても講じる必要がないものとする。

(3)(1)及び(2)を踏まえ、市長に対して是正措置を求める必要があるか。

(1)において、弁護士費用支出に対する違法・不当性について検討を行った。より大きな支出を回避するために、弁護士費用を支出したことは、一定の効果が認められ請求人が主張する違法又は不当な支出にはあたらないと結論付けた。

また、(2)において、求償についての検討を行った。国家賠償法上の規定がないため、弁護士費用について、求償を行うことは出来ないと結論付けた。

このことを踏まえ、違法又は不当な公金の支出にあらず、是正措置を求める必要はないと判断する。

第6 結論

以上述べたとおり請求人の主張のうち、一部は要件を満たさないことから却下し、一部は理由がないものと判断し、棄却する。